

第Ⅶ章 活用

1 方向性

史跡及び名勝の保存と活用の調和を図る。

長谷川家の歴史や屋敷地の変遷を知り、理解を深める工夫を凝らす。さらに、心を静めて庭園をゆっくりと味わい、自然と対峙できるような空間づくりを目指す。以上の方向性により年間をとおして何度も訪れたいくなるよう、魅力を引き出すための取り組みを進める。

2 方法

(1) 公開ルートと範囲の設定

見学者が円滑に周回し、史跡及び名勝の価値を効果的に知ることができるよう見学のルートや視点場の設定を行う。また、公開範囲や公開人数、立入回数の制限を設けることで史跡及び名勝の劣化を防止する。

(2) パンフレットや解説板の更新と充実

a. 表庭は公開ルート上見学することが困難となるため、建造物内に解説を設置し、a. 表庭に対する理解を促進する。その他、b. 大正座敷の庭、c. 坪庭、i. 離れの庭、j. 池庭、k. 池北庭に関しては、それぞれがもつ役割と特色を正しく理解できるよう解説を行う。ただし、解説板の設置は景観を損なわないよう検討する。

(3) 公開

将来的な庭園の復旧・整備の際は、積極的に現場を公開し、その内容を解説する。

(4) 講座及び研修会等の開催

講座や研修会を開催し、史跡及び名勝の理解を深める機会を設ける。

(5) 地域住民の伝統的行事に対する場の提供

殿町側敷地を会場とした地域住民の伝統的行事(山の神)に対して場の提供を行うことで地域との交流を深める。

(6) 便益施設の整備

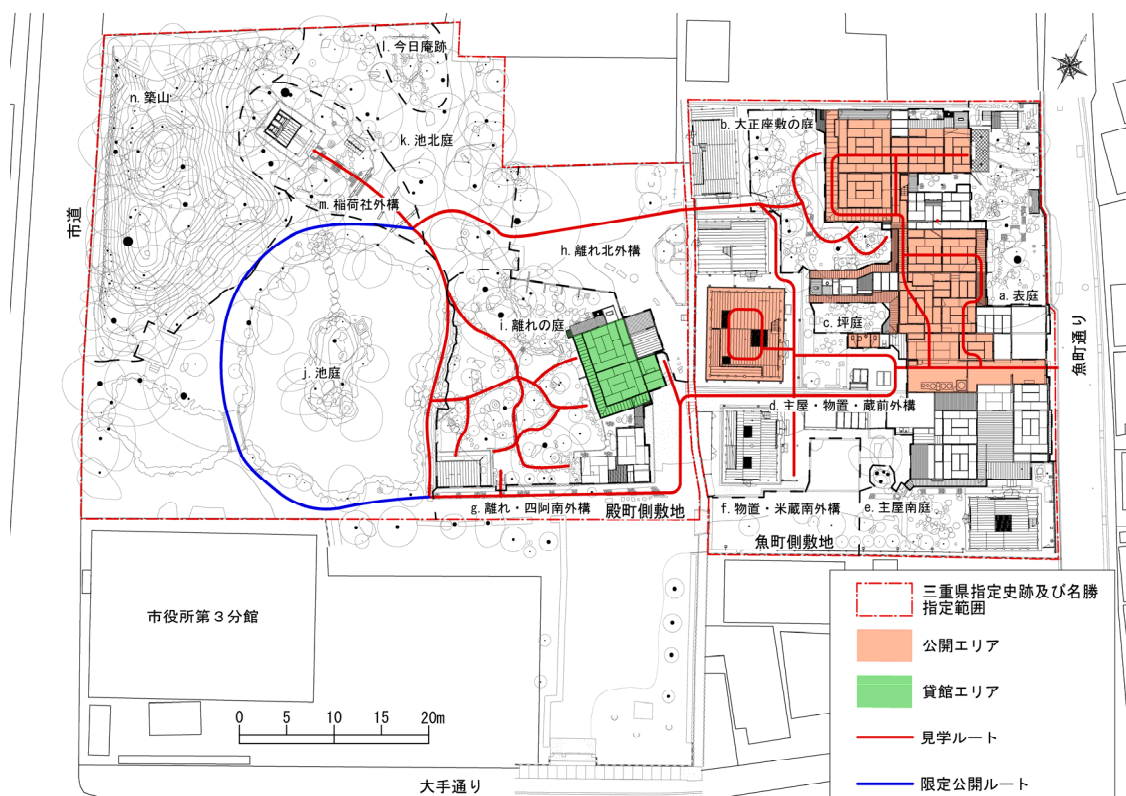
史跡及び名勝指定地外へ便所を新設し対応するものの、見学者に対する積極的な公開を推進するために、建造物の大規模な修理工事に合わせて、f. 物置・米蔵南外構あるいはh. 離れ北外構へ便所を追加で新設することを検討する。ただし、事前に発掘調査を実施し、重要文化財旧長谷川家住宅もしくは、三重県指定史跡及び名勝長谷川氏旧宅に関連する地下遺構が確認された場合は、地下遺構の現状保存に努める。

(7) 周辺文化財及び観光資源との連携

周辺には文化財として指定されたものだけで、本居宣長宅跡、本居宣長旧宅、旧小津家住宅、松坂城跡、旧松坂御城番長屋、原田二郎旧宅、各社寺といった江戸時代の松坂を構成する要素が揃っている。これら指定文化財や観光施設と連携を図り、相互の活性化を図るために積極的な活用を検討する。

(8) 教育との連携

学校教育や社会教育においては、郷土の歴史や伊勢商人の暮らし等を学習する教材となることから、見学の受入等学習の場として提供する。



第 19 図 平成 31 年度以降の公開活用案

第八章 整備

1 方向性

県指定史跡及び名勝長谷川氏旧宅の整備の方法については下記のとおりとするが、重要文化財建造物旧長谷川家住宅の大規模修理・整備時に改めて整備のあり方が検討されるため、必要に応じて整備も見直すものとする。

2 方法

以下の項目についての具体的な技術的手法、詳細については、建造物修理の計画に合わせて定めていくものとする。

(1) 主として保存のための復旧・整備項目

- ・ 燈籠の不陸調整
- ・ 劣化した石材の補強
- ・ 不要な樹木の除去
- ・ 生長した樹木の切下げ剪定や根の切断
- ・ 排水施設の設置
- ・ その他構成要素の保存に必要な復旧・整備
- ・ その他構成要素を健全に維持するための環境保全

(2) 主として活用のための施設整備項目

- ・ 史跡及び名勝における遺構の復原展示・表示等
- ・ 案内・解説・展示に必要な施設の整備
- ・ 公開に必要な情報発信のための施設等の整備(設置)
- ・ 便益管理施設の整備(設置)
- ・ 周辺に所在する他の文化財との連携を視野に入れた情報提供
- ・ 本質的価値の普及・啓発に必要なパンフレット、ホームページその他情報発信

(3) 重要文化財建造物旧長谷川家住宅に関する防災設備の設置検討

防災設備や耐震設備の設置が求められる際は、工事予定箇所で発掘調査による地下遺構の有無確認を実施するものとする。この結果をもとに委員会等の各専門家の指導を受け、設置の必要性及び指定価値への影響を十分に検討し、現状変更許可申請による対応とする。

(4) 整備事業の実施期間・手順

短期的に実現すべき項目と中長期的な展望の下に実現すべき項目とを区分し、各々の整備事業の実施期間・手順等を建造物の計画進捗に合わせて検討する。

第Ⅸ章 運営と体制の整備

1 方向性

重要文化財建造物旧長谷川家住宅の大規模修理・整備時に改めて運営・体制のあり方が検討されるため、必要に応じて史跡及び名勝の運営・体制も見直すものとする。

2 管理・運営方法

長谷川氏旧宅の保存管理や公開活用、修理について当面の間は所有者である松阪市が、三重県や各関係機関と連携を図りながら実施するが、適切かつ効果的、効率的な管理・運営手法の導入を積極的に検討する。

(1) 関係機関の役割

ア 行政機関

関係部署や関係機関と密接な協力・連携を図りながら、史跡及び名勝の調査や保存管理、整備活用等について、指導及び助言をする。

イ 松阪市文化財保護審議会

保存管理や公開活用に関し、適宜指導・助言を行う。

ウ 委員会

修復整備を進める際には、庭園及び建造物、歴史等に精通した専門家の指導・助言が必要となるため、整備検討委員会(仮称)を組織し、事業内容に即して必要に応じ協議の場を設ける。委員会では、関係者間の情報共有及び認識の共通化を図り、修復整備の方針や実施内容を決定する。事業期間においては、保存管理や公開活用に伴う整備方針等についても協議を行う。

エ 外部機関等

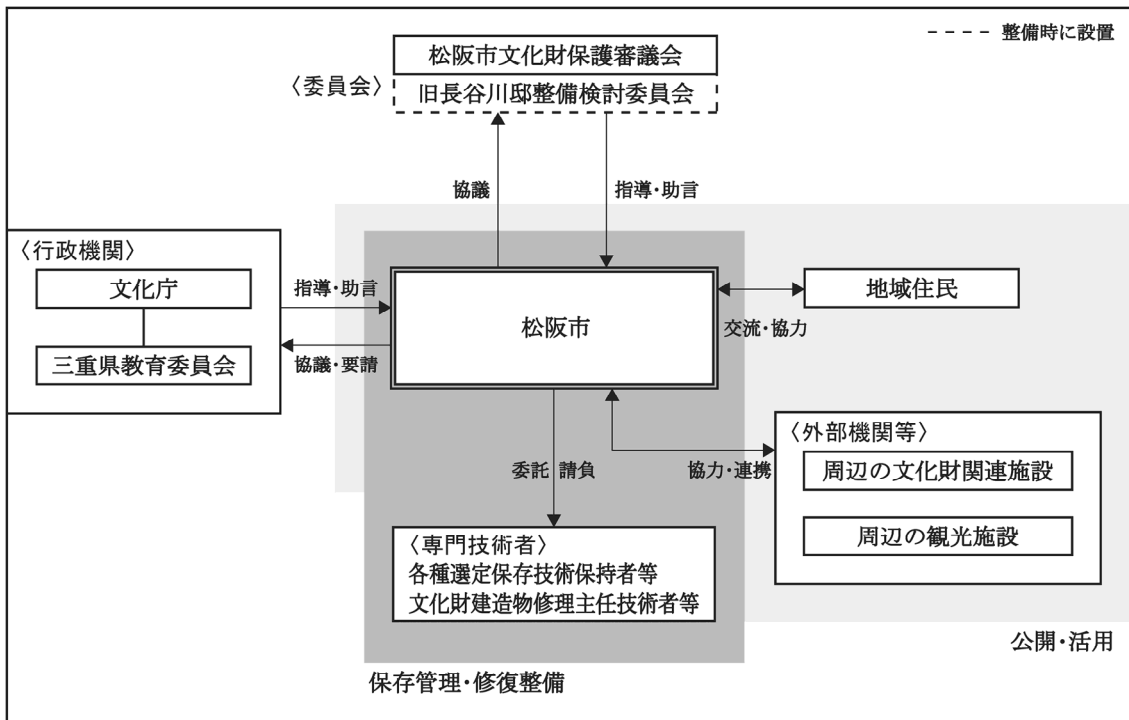
公開活用においては、周辺の観光施設や文化財関連施設並びに周辺施設と連携強化を図る。

オ 専門技術者

本質的価値に関わる庭園内の構成要素や建造物等の保存管理・修復整備は、専門の技術を有する技術者が実施する。

カ 地域住民

地域住民を含めた関係者間の交流を図り、協力を求める。



第20図 管理・運営体制組織図

第Ⅹ章 保護に係る諸手続き

1 現状変更等の取扱い方針

長谷川氏旧宅においては、史跡及び名勝としての風致景観の保全及び地下遺構の保存に努め、下記に伴う現状変更行為以外は原則として行わない。

- ・発掘調査等各種学術調査
- ・史跡及び名勝、重要文化財の保護を目的とした保存管理及び修復整備
- ・史跡及び名勝、重要文化財の管理及び公開活用上必要な環境及び施設整備
- ・防災上必要な保護措置

2 現状変更等の取扱いにおける留意事項

現状変更等の取扱いについては、松阪市が三重県教育委員会と協議を行うものとする。また、許可申請事務においては、以下の点に留意する。

- ・現状変更等の行為を行う際には、適宜学識経験者等の指導・助言を得るものとする。
- ・土地の掘削・切土等の地形改変を伴う場合は、必要に応じた範囲で事前に発掘調査を実施する。
- ・現状変更等の対象とする範囲は、庭園の風致景観及び遺構保護の観点から、必要最小限とする。
- ・施設整備を行う場合は、庭園の風致景観に十分配慮した規模・形態・色彩・素材とする。
- ・修復・整備に伴う現状変更等は、発掘・史資料調査等の成果による歴史的根拠に基づくものとする。
- ・現状変更等を行う場合は、その行為の実施前後の状況及び経過を記録する。
- ・現状変更等の申請手続きを行って修復・整備等を実施した場合には、完了後すみやかに三重県教育委員会へ報告を行わなければならない。

3 現状変更等の取扱い基準

長谷川氏旧宅において想定される現状変更等の許可が必要となる行為について、取扱い基準を定める。

- ・発掘調査等各種学術調査のために必要な行為
発掘調査及び各種学術調査は、歴史的根拠に基づいた保存管理及び修復整備を目的として行われるものに限り、史跡及び名勝の風致景観及び遺構保護の観点から必要最小限に留める。
- ・保存管理及び修復整備、公開活用上必要な行為
保存管理及び修復整備、公開活用において現状変更等の許可申請対象となる行為は、安全確保を目的としたもの、空間性及び構成要素の適切な保存を目的としたもの、史跡及び名勝としての保存に係る環境保全を目的としたもの、文化財的価値に

則した利活用を目的としたものとする。

・防災上必要な行為

指定地において、防災対策の整備を行う場合には、史跡及び名勝の風致景観を損なわないよう配慮し、史跡及び名勝、重要文化財の保護の観点から必要最小限の範囲を基本とする。

4 想定される現状変更等の対象となる行為と実施の条件

地形・地割に関する行為

- ・土地の掘削は、発掘調査等の各種学術調査及び計画に基づく修復整備に伴うものを対象とする。
- ・空間性や構成要素の顕在化、表土の保護を目的とした地形の修復は、遺構保護の観点から掘削を必要最小限の範囲に留める。

石組に関する行為

- ・石の移動を伴う修復を行う際には、必要最小限の範囲で発掘調査を実施し、工法及び使用材料等についても調査成果に基づくものとする。
- ・埋没した石組の顕在化は、遺構保護及び安全性確保の観点から必要最小限の不陸調整に留める。

水系に関する行為

- ・水系設備の更新や新設、水質および給排水機能の改善、浚渫を行う際には、史跡及び名勝の風致景観に配慮するとともに、遺構保護の観点から掘削を必要最小限の範囲に留める。

植栽に関する行為

- ・危険木、庭園の構成要素や景観に支障をきたす樹木、史資料に基づき庭園の風致景観に適さないと判断される木竹の伐採を行う際は、抜根を伴わないものとする。
- ・止むを得ず抜根及び移植、根回しの必要が生じた場合、市文化財担当職員立会いのもとで実施する。
- ・大きな景観変化を伴う枝の剪定は、空間性や樹形の回復、環境改善を目的とする。
- ・新たな植栽を行う場合は、歴史的根拠に基づくことを原則とし、環境保全を目的とした補植についても、庭園内の周辺植栽等を考慮したものとする。

構造物等に関する行為

- ・石造物等を基礎から修復する場合には、遺構保護の観点から掘削を必要最小限の範囲に留める。なお構造物を維持するために新たな工法を導入する必要がある場合は、適宜学識経験者の指導を受け、その是非を検討する。
- ・歴史的根拠に基づかない新たな構造物の設置は行わない。

建造物に関する行為

- ・重要文化財旧長谷川家住宅保存活用計画に従う。

- ・防火及び防災設備を設置する場合には、史跡及び名勝の風致景観に配慮し、地下遺構の保存に努める。
- ・仮設物を設置する場合には、遺構保護の観点から地面の掘削は行わないものとし、庭園の風致景観に配慮する。

防災上必要な行為

- ・来園者及び関係者の安全を確保、または文化財の保護を目的とした防災設備の設置は、史跡及び名勝の風致景観を損なわないよう配慮し、必要最小限の対象範囲とすることを基本とする。

5 現状変更等の申請区分

想定される現状変更等の対象となる行為の内、三重県文化財保護条例施行規則第39条第2項の別表2で定められた事項については市教育委員会へ申請するものとする。

6 現状変更申請以外の届出等について

以下の場合、三重県教育委員会へ届出の必要がある。

(1) き損届：三重県文化財保護条例第40条(第10条準用)で規定

県指定史跡及び名勝の構成要素が滅失、もしくはき損した場合は、速やかに届け出なければならない。

(2) 修理届：三重県文化財保護条例第40条(第17条準用)で規定

※ここでいう修理は復旧をさす。

県指定史跡及び名勝のき損箇所を復旧しようとするときは、あらかじめ届け出なければならない。ただし、以下の場合には修理届を必要としない。

- ・補助金の交付を受けて行う修理
- ・三重県教育委員会の命令または勧告を受けて行う修理
- ・三重県教育委員会の現状変更の許可を受けて行う修理

7 許可・届出を要しない行為の例

(1) 日常の維持管理

- ・本質的価値を構成する要素以外の諸要素に係る修理や取り替え(周辺へ影響する景観や色調、材質に変化があるものは除く)
- ・敷地内の清掃・除草・落下した小枝の除去
- ・園池の落葉や浮遊物の除去
- ・側溝等の堆積物除去
- ・風倒木や枯損木の除去
- ・樹木の剪定
- ・実生木の除去

- ・薬剤散布
- ・施肥
- ・行事に伴う装飾

(2) 維持の措置

- ・その価値に影響を及ぼすことなく、当該県指定史跡及び名勝をその指定当時の原状(指定後において、現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するための応急の措置
- ・当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置
- ・当該部分の復旧が明らかに不可能である場合における当該部分の除去の措置

(3) 災害時の緊急的な措置

- ・非常災害のための必要な応急措置

8 三重県文化財保護条例 抜粋

昭和32年12月28日 三重県条例第72号

改正 平成17年10月21日 三重県条例第67号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)に基づき三重県(以下「県」という。)の区域内にあるもののうち県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 三重県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(所有者その他関係者の心構え)

第4条 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

(中略)

第5章 三重県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第35条 教育委員会は、県の区域内にある記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝

又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを三重県指定史跡、三重県指定名勝又は三重県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、第5条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第36条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物について、法第109条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があったときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には、第6条第2項の規定を、前項の場合には、第6条第4項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第37条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者等又は第四十条で準用する第8条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(次条において「県指定史跡名勝天然記念物管理者」という。)は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の届出)

第38条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者等又は県指定史跡名勝天然記念物管理者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第39条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合は、第16条第3項及び第四項の規定を準用する。

4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第16条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第40条 第7条から第10条まで、第12条から第15条まで、第17条、第20条及び第21条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

(中略)

第九章 罰則

(刑罰)

(中略)

第53条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し又は衰亡するに至らしめた者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。

第54条 第16条又は第39条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

9 三重県文化財保護条例施行規則 抜粋

昭和51年5月27日三重県教育委員会規則第10号

改正 平成17年12月27日三重県教育委員会規則第26号

第4章 三重県指定史跡名勝天然記念物

(指定の申請)

第17条 条例第35条第1項の規定により教育委員会が記念物を三重県指定史跡、三重県指定名勝又は三重県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」という。)に指定しようとするときは、指定しようとする記念物の所有者等に対し、三重県史跡名勝天然記念物指定申請書(第17号様式)の提出を求めるものとする。

(標識)

第18条 条例第37条の規定により設置する標識の素材は石造又はコンクリート造を原則とする。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 1 三重県指定史跡、三重県指定名勝、三重県指定天然記念物の表示及び名称
- 2 三重県教育委員会の表示(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)
- 3 指定年月日
- 4 標識の設置年月日

3 前項第1号に掲げる事項は、原則として標識の表面に表示するものとし、同項第2号から第4号までに掲げる事項は、裏面又は側面に表示するものとする。

(説明板)

第19条 条例第37条の規定により設置する説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 1 三重県指定史跡、三重県指定名勝、三重県指定天然記念物の表示及び名称
- 2 指定年月日

3 指定の理由

4 説明事項

5 保存上注意すべき事項

2 前項の説明板には、当該指定に係る区域を示す図面を掲げるものとする。ただし、区域の定めがない場合その他特に区域を示す必要がない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第20条 第18条及び前条の規定により設置する標識及び説明板のほか、当該指定に係る区域内の特定の場所又は物件について特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置することができる。

(境界標)

第21条 条例第37条の規定により設置する境界標の表材は、石造又はコンクリート造を原則とする。

2 前項の境界標の上面には、指定に係る区域の境界の方向指示線を、側面には、史跡境界又は名勝境界若しくは天然記念物境界及び三重県教育委員会の文字を表示するものとする。

3 第1項の境界標は、当該指定に係る区域の境界上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第22条 第18条から前条までに規定するもののほか県指定史跡名勝天然記念物の標識、説明板、標柱、注意札及び境界標の形状、寸法、員数、設置場所については、当該県指定史跡名勝天然記念物の所有者等又は管理者は、その環境に調和するよう心がけるものとする。

(囲さくその他の施設)

第23条 条例第37条の規定により設置する囲さくその他の施設については、前条の規定を準用する。

(土地の所在等の異動の届出)

第24条 条例第38条の規定による土地の所在等の異動の届出は、三重県指定史跡名勝天然記念物所在等の異動届出書(第18号様式)によって行わなければならない。

(現状変更等の許可申請等)

第25条 条例第39条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に係る事項については、第7条の規定を準用する。

(維持の措置の範囲)

第26条 条例第39条第2項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、県指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合における次の各号に規定する措置とする。

1 その価値に影響を及ぼすことなく、当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状(指定後において、現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等

の後の原状)に復するための応急の措置

2 当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置

3 当該部分の復旧が明らかに不可能である場合における当該部分の除去の措置

(管理責任者の選任等の届出)

第27条 条例第40条において準用する条例第7条第3項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の管理責任者の選任又は解任の届出については、第3条の規定を準用する。

別表第2(第39条関係)

1 次に掲げる県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る条例第39条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120㎡以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 工作物(建築物を除く。以下このロにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ハ 条例第37条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設の設置、改修又は除却

ニ 埋蔵されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ホ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

ヘ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

2 条例第40条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヘに掲げる現状変更等に係る条例第39条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

第XI章 施策の実施計画の策定と実施

日常の保存管理と並行して、一般への公開を実施するが、史跡及び名勝の保護の観点から範囲を限定して公開する。平成31年度の一般公開を目指し、平成30年度に便所や説明看板などの便益施設を整備する。その他の公開と整備に関しては下記に示す重要文化財建造物旧長谷川家住宅の大規模修理・整備の計画と連動して改めて検討するものとする。なお、公開における管理運営については、その時の状況に応じ、効果的かつ効率的な体制を導入することとする。

平成30年度	設備整備(自動火災報知設備・公開に伴う便益施設等)
平成31年度	一般公開開始
平成32年度以降	大規模保存修理

重要文化財旧長谷川家住宅保存活用計画より